

通所介護重要事項説明書

<令和6年6月1日現在>

医療法人社団保順会 デイサービス楽らく

1. 施設が提供するサービスについての相談窓口

電話：0493-21-4322（午前8時30分～午後5時30分）

担当：施設長 武田 奈都子（社会福祉士）

* ご不明な点は、なんでもおたずね下さい

2. 施設の概要

① 提供できるサービスの種類

施設名称	医療法人社団 保順会 デイサービス楽らく
所在地	埼玉県東松山市下唐子 1574-1
介護保険指定番号	通所介護（1173300649）
通常の事業の実施地域	東松山市・滑川町・嵐山町・ときがわ町

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

② 職員体制

職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1名		サービス管理全般
生活相談員	2名		生活上の相談等
看護師		2名	医療健康管理業務
理学療法士		1名	機能回復訓練
介護職員	6名	6名	日常介護業務

③ 設備の概要

定員	30名		静養室	1室2床
食堂及び 機能回復訓練室	1室	102.58㎡	相談室	1室
			事務室	1室
浴室	一般浴槽と小型介助浴槽		送迎者	4台

④ サービスの提供時間帯

営業日……………月曜日から金曜日までとする（祝日は営業とする）

休業日……………土曜日・日曜日（定休）12月30日～1月3日（年末年始）

営業時間……………午前8時30分～午後5時30分

サービス提供時間…午前8時30分～午後5時00分

⑤ 緊急連絡先

0493-21-4322 医療法人社団保順会 デイサービス楽らく

※時間外は携帯電話へ転送されます。

3. サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能回復訓練その他必要な介護・生活相談業務を行います。具体的な内容は別途パンフレットをご覧ください。

4. 料金

【別紙1】参照

利用料金の支払い方法

毎月10日前後に前月分の請求書をお渡しいたします。振替にて毎月27日にお支払いいただきます。振替手続きが困難な場合は、ご相談ください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

5. サービスの利用方法

① サービスの利用開始

- (1) まずは、お電話等でお申し込み下さい。(居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にその介護支援専門員とご相談下さい)
- (2) 通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

② サービスの利用契約の終了

- (1) 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文章でお申し出ください。
- (2) 当施設の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文章で通知いたします。
- (3) 自動終了
(以下の場合には双方の通知がなくても、自動的にサービス利用契約を終了)
 - 利用者が介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日
 - 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立・要支援)と認定された場合……非該当となった日
※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
 - 利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日
- (4) その他
 - 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が破産した場合、利用者は文章で解約を通知することによって即座にサービス終了することができます。
 - 利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払う催促したにもかかわらず、15日以内に支払われない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院または病気等により3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の

従業者に対して本契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合は、文章で通知することにより、即座にサービスを終了させていただくことがございます。

6. 当施設の通所介護サービスの特徴等

① 運営の方針

住み慣れた地域で、らくに・楽しく・その人らしく、尊厳のある人生を送っていただける介護を目指します。その他別途の資料(パンフレット)をご覧ください。

② サービス利用のために

事 項	有無	備 考
時間延長	有	
従業員への研修の実施	有	年4回
サービスマニュアルの作成	有	危機管理マニュアル 他
その他		

③ 施設利用にあたっての留意事項

別途資料(サービス利用のしおり)をご覧ください。

7. 緊急時の対応方法

- ① 風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります、
- ② 当日の健康チェックの結果 体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止を行うことがあります。その場合、御家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ速やかに連絡いたします。

主治医	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに応急処置、救急車要請搬送などの必要な措置を講じます。

家族、介護支援専門員、市町村等に連絡を行うとともに、事故の状況、措置を記録します。賠償すべき事故の場合は、速やかに損害賠償保険の手続きを行います。

9. 非常災害対策

- ・防災時の対応・・・緊急連絡網の作成、緊急時対策マニュアル作成
- ・防災設備・・・火災報知器 31ヶ所、消火器 3台、誘導灯 6ヶ所、非常照明 18ヶ所
- ・防災訓練・・・年2回
- ・防火責任者・・・甲種防火管理者 施設長 武田 奈都子

10. サービス内容に関する相談・苦情

- ① 施設ご利用者相談・苦情担当
担当 施設長 武田 奈都子
電話 0493-21-4322
- ② 自治体窓口
 - ・東松山市役所 高齢介護課 電話 0493-23-2221(代)
 - ・滑川町役場 町民福祉課 電話 0493-56-2211(代)
 - ・嵐山町役場 健康福祉課 電話 0493-62-2150(代)
 - ・ときがわ町役場 福祉課 電話 0493-65-1521(代)
- ③ 埼玉県国民健康保険団体連合会 電話 048-824-2568(直通)
(8:30~17:00)

11. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	武田 奈都子
-------------	--------

12. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

13. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	武田 奈都子
--------------	--------

14. 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

医療法人社団保順会の概要

名称・法人種別	医療法人社団保順会 デイサービス楽らく
代表者役職・氏名	理事長 辻 守史
所在地	埼玉県東松山市下唐子1574-1
電話番号	0493-21-4321
定款の目的に定めた事業	診療所 1ヶ所 居宅介護支援事業所 1ヶ所 通所介護施設 1ヶ所

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基ついて重要事項の説明を行いました。

事業者	事業所
埼玉県東松山市大字新郷29番地3 医療法人社団保順会 理事長 辻 守史 印	埼玉県東松山市下唐子1574番1 医療法人社団保順会 デイサービス楽らく 説明者 武田 奈都子 印

私は、契約書及び本書面により事業所から通所介護についての重要な事項の説明を受け、了承いたしました。

令和 年 月 日

利用者	代理人（続柄 ）
住所	住所
氏名 印	氏名 印